



いじめ対応 リーフレット

教職員版

いじめ防止のための「滋賀県宣言」

- いじめに対する3つの心
～強い心、優しい心、賢い心～
- 認め助け合おう みんなの個性
- SNS つくるも つかうも 同じ“人”
～あなたには画面の奥が見えますか？～

いじめは、誰にでも、どの学校でも起こりうることです。

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

すべての子どもが、安心して安全に学校生活を送れるために、すべての教職員が徹底していじめ防止に努めなければなりません。



令和8年4月改定

滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課児童生徒室

(1) いじめへの基本的姿勢

●いじめの定義…しっかり認識!!

「いじめ防止対策推進法」で『いじめ』が定義されています。

① 当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う

② 心理的又は物理的な影響を与える行為で

③ 当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの

この三条件が揃えばいじめ

- ・ 技術が劣る部員を鍛えてやろうとしたのだから…
- ・ いじられた児童・生徒も、笑いあっていたから…
- ・ その場ですぐに過ちに気づいて謝罪しているから…

当該児童・生徒が嫌な思いをしたら
これらも全部いじめです!!



「いじめの定義」を教職員が理解するだけでなく、
児童・生徒や保護者に、しっかり説明しておきましょう。

その上で

●学校の姿勢…本気でいじめをなくすために取り組む

いじめを「**しない**」「**許さない**」「**見逃さない**」児童・生徒を育てます。
「いじめ防止対策推進法」第3条第2項

日頃から「**児童・生徒に**」「**関係機関に**」「**保護者に**」
学校の方針を丁寧に説明します。
第3条第3項

発生時には「**迅速で**」「**組織的な**」対応をします。
第8条等

被害児童・生徒を
守り抜きます



加害児童・生徒には
いじめをしない態度や能力を
身に着けるよう指導します

(2)未然防止と発達支持的な生徒指導

最良のいじめの未然防止策は…

学校が誰にとっても楽しい・充実した場所であること

あなたは・学校は、児童・生徒から信頼されていますか？

「人気取り」をするのではありません。
信頼を得るのです。

アンケートをしても、面談をしても…

日頃から児童・生徒が**正直に話そう**

相談しようと思ってくれる関係づくりを…



●教員にできること

わかりやすい授業・感動がある授業



あなたの授業は・・・

教科の面白さを伝えていますか？新発見やできるようになることの喜びがありますか？
一方通行になっていませんか？

自己有用感・相互尊重にあふれた学校生活

あなたは行事や部活動で・・・

児童・生徒をほめていますか？児童・生徒の自主性を尊重していますか？
それは、放任ではありませんか？成績目標至上主義になっていませんか？



落ち着いた・安らぎのある教室ですか

放課後の教室を覗いてみませんか・・・

教室は整理整頓されていますか？黒板や掲示物にいたずら書きはありませんか？
廊下にごみや不要なものが散らかっていませんか？

●学校がしておくこと

☆自己実現への目標が持てる特別活動や学校行事の設定

- ・発表会、運動会、学園祭の運営は児童・生徒会が主体となっていますか？
- ・児童・生徒の考えや意見に耳を傾けていますか？

☆学校の目標や方針を保護者や地域に発信

- ・教育目標は？ 協力してほしいことは？
- ・学校の様子を紹介は？

☆環境の整備

- ・壁の落書きは放置されていませんか？
- ・トイレに清潔感がありますか？



(3) 発見時と対応、継続的指導・支援

学校は「学校いじめ防止基本方針」にのっとり対応します。

I. いじめ発見

目撃・緊急SOSの場合

他の先生を引き連れ現場へ駆けつけ
行為の制止
被害者の保護

訴えを受けた場合まず傾聴

誠意をもって
ゆっくり丁寧に



II. 学校のいじめ対策組織に報告

生徒指導、学年・顧問など関係の先生

管理職

III. 学校のいじめ対策組織で協議

組織対応のポイント 速やかな**情報共有**

- ① 内容の共有
(児童・生徒から相談を受けた・目撃した教職員から組織全体へ報告)
- ② 今後の被害者の安全確保方策
- ③ 聴き取りなどの役割分担

いじめの背景や被害者の心身の苦痛
などの見立てには**SC,SSWの活用**

聴き取り調査の時に訴えた
児童・生徒の名前は**出せる？出さない？**

IV. 聴き取り調査

- ④ 聴き取り調査
(被害者のカウンセリング)

「指導」とは切り離してまず
事実を**正確に把握**する

迅速で細やかな対応を
担当外でも聴き取りに当たる

※日頃からの同僚性がものをいう

- ・ 該当児童・生徒**一人ずつ別々に**
- ・ それぞれ**別室**で、
教職員数が許す限り**並行して**
- ・ **二人一組**(記録者と質問者)で
- ・ 5W1Hと周囲の状況
(「誰がいた？」など)
- ・ 先入観を持たない
- ・ 誘導・暗示にならない
- ・ メモや記録は**主観を挟まず**
相手の言葉のままで

V. 再度学校のいじめ対策組織で協議

- ⑤ 聴き取り調査結果の共有
- ⑥ 組織でのいじめの認否と対応協議
「いじめ」であれば

⑦ 学校設置者へ「いじめ認知」の報告

VI. 対応方針が決まったら

- ⑧ 被害児童・生徒の保護者への調査結果の報告と対応方針の説明

対応方針を**具体的**に伝えることで
寄り添いましょう



- ⑨ 内容・状況によって**関係機関と連携**

罰則法規（暴行・傷害・恐喝・窃盗・盗撮…）に触れる場合、警察へ**被害届**を提出。被害児童・生徒や家族に付き添うなどの援助を考える

- ⑩ 加害児童・生徒の保護者へ調査結果の報告と**指導方針**の説明

学校の指導方針に**理解と協力**を求めます。
相談するではありません。時には**毅然と**

加害児童・生徒を罰するのではありません。
今後の**学校生活につなげるための指導**を

VII. 該当児童・生徒への継続的な支援・指導と見守り

- ⑪ 被害児童・生徒への継続的な立ち直り支援

多くの先生や関係者(SC,SSWなど)がかかわりましょう

- ⑫ 加害児童・生徒への継続的な指導・支援

※「謝罪指導」は「けじめをつける指導」で「いじめの解消」とは全く違います

- ⑬ いじめの解消の確認

被害児童・生徒及び保護者から直接確認します

いじめが解消している状態とは…

いじめに係る行為が**止んでいる状態が**
少なくとも3か月間 継続している

被害児童・生徒が**苦痛を感じていない**
こと

最後まで児童・生徒を
支える信念をもって

- ⑭ 記録の整理と保管

再発防止・未然防止のために利用



(4) 重大事態への対処

●法律上の重大事態

いじめ防止対策推進法 第28条 より

① 生命心身財産重大事態

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき



【想定されるケース例】

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

② 不登校重大事態

いじめにより、**相当の期間** 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

相当の期間…**30日**を目安とする
一定期間連続欠席 } **30日未満でも**
転・退学、転校など } 重大事態に

●重大事態とするかどうかは

学校又は学校の設置者が判断

●被害児童・生徒及びその保護者から

申立てがあった場合、報告・調査等に当たる



「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月文部科学省)
にあるチェックリストを活用して、平時から備えをすること